

返礼品登録までの流れ

南九州市ふるさと納税の返礼品に自社の商品を提供するには、「南九州市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要綱(令和6年5月28日告示第143号)」に基づき、①事業者登録と②返礼品登録の手続きをそれぞれ行っていただく必要があります。

Step1 事業者の登録

1 事業者登録申請書の提出

申請書のほか、PL保険加入証書や登録事業者の事業に係る許可証(例:営業許可証)等の提出が必要です。

事業者

南九州市

メール、郵送、窓口持参のいずれかで提出

2 事業者登録の決定

事業者登録の要件を満たしていると判断した場合、「登録決定通知書」を送付します。

南九州市

事業者

メールにて通知

Step2 返礼品の登録

1 返礼品提案書の提出

提案書のほか、返礼品の画像及び梱包状況が分かる画像、原材料の割合を示す書類、食品表示ラベル(食品の場合のみ。画像でも可。)の提出が必要です。

事業者

南九州市
(委託事業者)

メール、郵送、窓口持参のいずれかで提出

2 総務省による審査

返礼品を新たに提供するにあたっては、総務省が定める期間内に審査を受ける必要があります。そのため、返礼品の提供開始までに時間を要します。
※審査申請後、承認まで約2ヶ月かかります。

南九州市

総務省

事業者から提出のあった返礼品提案書をもとに、南九州市が総務省とやり取りをします。

3 返礼品の提供開始

総務省からの承認後、各ポータルサイトへの登録手続きを進めます。登録ができ次第、随時受付・提供を開始します。

南九州市
(委託事業者)

寄附受付
ポータル
サイト

事業者の負担を軽減するため、①事業者登録申請書 及び ②返礼品提案書 を同時に提出していただくことも可能です。但し、返礼品の提供開始は、必ず事業者登録が完了してからとなります。